

農園利用方式 市民農園「大馬渡ファーム」会員規約

第1条 総則

本規約は、大馬渡ファーム(以下「当ファーム」という)が、会員に提供するサービス(以下「本サービス」)について必要事項を定めるものである。

第2条 目的

農作物の栽培やガーデニングを通じて自然とのふれ合いを大切に、会員相互の親睦と健康増進を図るための環境を提供することを目的とします。

第3条 名称

ファームの名称は、「大馬渡ファーム」(以下「ファーム」と称する。

第4条 所在地

ファーム事務局・ファーム所在地は、岐阜県恵那市上矢作町漆原635-1 に置く。

第5条 会員の資格

- 1、ファームの目的や趣旨を理解し賛同できる人
- 2、農園の景観を保全助長できる人
- 3、農園の管理運営に関する規則などを遵守できる人

第6条 入会手続き

1、入会申込

入会を希望者は、当ファーム所定の方法により申込をしていただきます。

2、入会手続き

当ファーム会員は、入会申込をされた方に対し必要な審査・手続き等を経た後、これを承諾します。

事務局がこの承諾を行った時点で契約が成立したものとします。

但し、申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、入会を承諾しないことがあります。

- ①申込者が実在しないこと。
- ②会員規約の違反等により、強制退会処分もしくは入会申込の不承諾を受けたことがあること。
- ③申込の際の申告事項に、虚偽の記載があること。
- ④その他、会員は、会員規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を第三者へ譲渡、売買、名義変更、質権設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

3、届出

会員は、住所、その他の届け内容に変更があった場合には、速やかに、当ファームに所定の方法(書面提出、電子メールによる届出)で変更の届出をすることとします。

前項の届出がなかった会員が不利益を被った場合、当ファームは責任を負いません。

第7条 会員の種類

会員の種類は下記の3種類とします。

- ①個人会員は[契約者とそのご家族(配偶者、父・母・子・孫)全て記名式]とし、入会時に住民票を全員分(別世帯であればその関係を証明できる書面)提出していただきます。
- ②一般法人会員は[利用者全て記名]とし、入会時に法人登記簿謄本及び代表者の住民票を提出していただきます。また、利用者の全員分の住民票もご提出いただきます。
- ③特別法人会員は[無記名]とし、運営管理や耕作代行サービスの方法など、当ファームと別途、契約をしていただきます。料金は別途定めます。

第8条 会員証の発行

会員に対して会員証は1口に付き2枚発行します。

会員が本サービスを利用する場合は、会員証を常に携帯し、係員から要請があれば提示しなければなりません。

会員は、第三者に会員証を貸与できません。

会員は、会員でなくなった場合は会員証を当ファームに返却していただきます。

第9条 会員の資格期限

会員の資格期限は入会后1年間とし、特に申出のない場合は自動更新します。

第10条 営業時間

本施設の営業時間は、全日7:00から17:00迄とします。但し、ファーム事務局が季節や行事等の都合により、営業時間を変更する場合はこの限りではありません。

第11条 休業日

本施設の休業日は毎週火曜日

年末年始(12月26日から1月10日迄)とします。

メンテナンス休業期間 (毎年1月1日から2月末日)

第12条 退会

退会は、退会の申出を予め3ヶ月前に行うことにより、退会することができます。

前項の他、以下の一つに該当した場合は退会するものとします。

- 1、会費を支払わなかった場合
- 2、会員が死亡もしくは法人が解散した場合
- 3、会員が除名された場合
- 4、ファームが解散した場合

会員が退会した場合は、会員としての一切の権利を失い、本サービスの利用はできません。

会員が退会した場合、会員は当社が指定する期日までに植栽物や資材を全て取り除き、更地状態にして当社に返還するものとします。

会員が退会する場合は、所定の方法(書面提出、電子メールによる届出)にて当事務局に届け出るものとします。

当ファームは、既に受領した会費その他の債務の払い戻し等は一切行いません。

第13条 会員の資格喪失

- 1、他の会員もしくは第三者の財産、プライバシー、もしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為があった場合。
- 2、ファーム、法人、他の会員、もしくは第三者を誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- 3、ファームの利益に反する行為を行った場合。
- 4、ファーム施設を故意、または重大な過失により毀損した場合。
- 5、ファームが認めない会員相互の団体等をつくり、もしくはその行為を会員に働きかけた場合。
- 6、入会に際し、虚偽の申告、または記載等があった場合。
- 7、犯罪があった場合。

第14条 本サービスの内容

野菜を自分で育ててみたい方々に、当ファームが指定する野菜の利用を認め、ファームインストラクターが栽培をサポートします。

収穫物は会員に帰属します。会員の都合によりファームに来られない場合は、当ファームでメンテナンス代行・耕作代行をいたします。(実費・16条参照)また、収穫に来られない場合は宅配便でお送りします。(実費・16条参照)

野菜づくり講習、各種イベントを開催します。また地域各種行事にも参加可能です。

ファーム年間スケジュールに沿って野菜類を耕作していく関係上、期限内に収穫されないと当ファームが判断した場合は、農園管理者側が処分します。また、天候不順等の事由により、不作又は収穫できない場合もあります。

第15条 利用制限、サービス提供の中断

次の各号に該当する場合、当ファームは、本サービス及び諸施設の全部又は一部の閉鎖、若しくは休業することが出来るものとします。

- 1、気象災害、その他外因的事由により災害が生じるおそれがある場合。
- 2、施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ない場合。
- 3、その他、重大な事由によりやむを得ない場合。

第16条 会費

ファーム内の区画面積に応じて下記の会費を徴収します。

入会金	一括 30,000円 (税込)
基本区画<約75㎡>:	月額 15,750円 (税込)
・農地入園料、耕作指導料、収穫物が含まれます。(※種・苗・堆肥代は含まれません)	
・農具等は各自でご用意下さい。	

オプション

田んぼ米作り<約50㎡>種苗肥代含む	月額 10,500円 (税込)
耕作・メンテナンス代行	月額 15,750円 (税込)
動物被害防止(アニマルキラー)	月額 2,100円 (税込)

・各種イベント等の参加費は各自負担となります。(※自由参加)

第17条 支払い方法

会費は、毎月末迄に翌月分の会費を、ファーム指定の銀行口座に振り込むものとします。

(※振込手数料は利用者が負担するものとする)

三菱東京UFJ銀行 新名古屋駅前支店(店番403) 普通口座 0011837

口座名義人 鈴木直樹(大馬渡ファーム運営事務局)

第18条 免責

本サービスの運営に支障がないように努めますが、台風・地震などの自然災害に起因する事故及び動物被害や盗難による損害については責任を負いません。また栽培の成果・収穫は各自の責任とします。

第19条 損傷

会員は自らの責に帰する事由により、本施設、貸与品等、ファーム所有物を損傷させた場合、直ちに当該損傷箇所を修復させるための必要費用を支払うものとします。

第20条 個人情報

個人情報を別途ホームページ上に掲示する「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。生命、身体の保護のために必要があると当社が判断した場合には、当該保護のために必要な範囲で開示、提供することがあります。

第21条 本規約の変更

当ファームは必要に応じて本規約を変更できるものとします。

変更の内容または変更された本規約は、当ファーム掲示板またはホームページにて通知します。

第22条 クーリングオフ

会員は、入会申込を行った日から起算して8日以内であれば、所定の方法で(書面の提出、電子メールによる送信)会員契約を解除することができます。

受領済みの会費は全額を返金いたします。

第23条 その他

会員と当ファームとの間で訴訟の必要が生じた場合、岐阜地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

付則

本会規約は、平成21年4月1日から実施します。

改訂 平成22年4月1日

■大馬渡ファーム■

ファーム・運営事務局

所在地 〒509-7511 岐阜県恵那市上矢作町漆原635-1

TEL 0573-47-2135 FAX 0573-47-2835